

熊本県監査委員公告第 1 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 6 年（2 0 2 4 年）1 0 月 1 5 日から令和 7 年（2 0 2 5 年）1 月 3 0 日までの間に実施した財政援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年（2 0 2 5 年）8 月 1 日

熊本県監査委員 小 原 雅 之
同 竹 中 潮
同 松 村 秀 逸
同 吉 田 孝 平

監査対象団体 (所管課)	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
学校法人玉名 白梅学園 (私学振興課)	(職員の労務管理について) 労働基準監督署から時間外労働時間等の労務管理については是正勧告を受け、時間外勤務手当として認定された額を遡及して支給している。 労働基準法等に基づき、適正な労務管理を行うとともに、給与規程を改正するよう指導すること。	問題点について法人に対し指導を行った。 法人としても問題点を認識しており、対応については次のとおり。 ① 給与規程を改正し、時間外手当支給に関する規定を設けた。 ② 出退勤管理、時間外勤務管理等を校長・教頭・事務長が行うこととした。 今後は日々の勤務管理を適切に行い、労働基準法等に基づいた適正な労務管理を行うよう指導した。
公立大学法人 熊本県立大学 (県政情報文 書課)	(電子捕獲検出器の誤廃棄について) 放射性同位元素を内蔵した機器を法令に定める届出及び廃棄基準等によらず、廃棄している。 放射性同位元素等の規制に関する法律等に基づき、適正な物品管理を行うよう指導すること。	法人に対し、法令等に基づく適正な対応、適正な備品管理及び再発防止策の徹底について口頭指導を行った。 なお、法人においては、次のとおり対応している。 ① 令和5年5月15日 備品の廃棄手続確認の再徹底及び不要備品に係る適正かつ速やかな廃棄手続について学内に周知した。 ② 同日 保管及び廃棄に注意を要する機器等の設置状況調査実施。同調査を年 1 回継続実施することとした。

		③ 令和7年3月14日 保管及び廃棄に注意を要する機器等の確認作業を明確にするため、備品の廃棄手続に係る規定を改正した。 ・ 固定資産・少額備品に該当しないものを含め、保管及び廃棄に注意を要する機器等を廃棄時の申請許可対象に追加した。 ・ 物品管理者と取得者が異なる際の亡失予防のため、物品廃棄時に留意が必要な情報について組織的な継続確認・管理体制の整備を行った。
--	--	--

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例、法令、規則、通知、通達違反で事務執行不適正となっているもの (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの (3) 予算の執行、財産管理等において、適正を欠くもの (4) 故意・重大な過失に起因する不経済や損害を生じさせたもの (5) 経済性、有効性、効率性が著しく低いもの (6) 事務・事業の執行に是正・改善が必要であると認められるもの (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの |
|---|